

第 21 回教育委員会

令和 3 年 12 月 28 日
午 後 3 時 00 分
本庁舎屋上会議室

案 件

議案第126号 審査請求に対する裁決案について

審査請求に対する裁決案について

次に掲げる事案に関する審査請求について、3記載のとおり裁決する。

1 事案の概要

令和2年6月14日に審査請求人（以下「請求人」という。）から「令和3年度使用教科用図書採択（中学校）について・第1回選定委員会での配付資料・選定委員名簿・学校調査会（説明会を含む）での配付資料・専門調査会（説明会を含む）での配付資料」を求める公開請求（以下「本件請求」という。）があった。

教育委員会は、本件請求に係る公文書のうち、条例第10条第1項に基づき、調査審議及び教育委員会に対する意見の具申に関する事項と選定委員の名前、所属及び職名をそれぞれ公開しないこととして、部分公開決定（以下「本件決定」という。）を行った。

この決定に対し、請求人より教育委員会に対し令和2年7月24日に本件決定を不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）がなされたことから、審査庁である教育委員会が、第三者機関である大阪市情報公開審査会に諮問を行った事案。

2 大阪市情報公開審査会の答申

本件決定のうち、別表1から別表4に掲げる部分をすべて公開すべきであり、本件決定のその余の部分は妥当である。

《公開すべきこととした理由》

ア 別表1に掲げる情報：第1回選定委員会配付資料

- ① 本件決定時において既に公にされているものであること
- ② ごく一般的で、誰もが容易に想定し得る視点・観点を示すに過ぎないものであること
- ③ 令和3年度に使用する教科用図書の選定における具体的な選定の基準や観点を示したものではないこと
- ④ 選定委員会規則第2条第2項各号の定める情報であり、本件決定時において、同規則の規定事項又はこれに準ずる事項として既に公にされていること

イ 別表2に掲げる情報：学校調査会説明会配付資料

- ① 本件決定時において既に公にされているものであること
- ② ごく一般的で、誰もが容易に想定し得る視点・観点を示すに過ぎないものであること
- ③ 令和3年度に使用する教科用図書の選定において 具体的な選定の基準や観点を示したものではないこと

ウ 別表3に掲げる情報：専門調査会説明会配付資料

- ① ごく一般的で、誰もが容易に想定し得る視点・観点を示すに過ぎないものであること
- ② 令和3年度に使用する教科用図書の選定において具体的な選定の基準や観点を示したものではないこと
- ③ 教育委員会事務局としての窓口となる職員は、専門調査会を構成する調査員ではなく、同調査会の運営を担う者に過ぎないことから、令和3年度の教科用図書の採択に係る意思決定に関与する者とは言えないこと
- ④ 令和3年度の教科用図書の選定に係る専門調査会の具体的な開催日程等の予定を示すものではないこと
- ⑤ 選定委員会規則第8条第2項より中学校の教科用図書の選定に係る専門調査会を構成する各調査員が中学校の校長及び教員であることは既に公にされていること。

エ 別表4に掲げる情報：選定委員名簿

選定委員会規則に規定されている情報の他、同規則の規定の内容から容易に推定し得る情報、また、別表4に記載の非公開部分に係る「職名」に係る情報と結びつくものとして公にされてい

る情報であること。

上記ア～エの理由より教科用図書の採択に係る審議において、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは言えない。

3 答申を受けての審査庁としての裁決

審査庁として慎重に検討した結果、答申と同様の結論に達したことから、本件審査請求に係る処分において非公開とした部分のうち、別表1から別表4に掲げる部分について、非公開決定を取り消す。その余の部分については、本件審査請求を棄却する。

〈参考〉

「情報公開請求」

大阪市情報公開条例に基づき、市政運営の透明化等を図るため、市民等を問わず、誰もが本市の公文書の公開請求ができる制度

【決定の種類】

- ①公開決定
- ②部分公開決定
- ③非公開決定
- ④不存在による非公開決定

「審査請求」

行政庁が行った処分に関し、行政庁に不服を申し立てることができる制度（不服申立制度。国・地方に共通）

教育委員会における審査請求の流れ ※第三者機関に諮問を行うもの

- ①審査請求人からの申し立て（審査請求）
- ②処分担当課から第三者機関（情報公開審査会など）への諮問
- ③第三者機関からの答申
- ④処分担当課が裁決案を起案し、審査庁である教育委員会へ諮問
- ⑤処分担当課より裁決書送付

○大阪市情報公開条例（抄）

（公開請求に対する措置等）

第10条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨及び公開の実施に関し市長が定める事項を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。以下同じ。）は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、前2項の規定により公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開しないときは、公開請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならぬ。

（審査会への諮問等）

第17条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について行政不服審査法による審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに大阪市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

裁 決 書

審査請求人 [REDACTED]
処分庁 大阪市教育委員会

審査請求人が令和2年7月24日に提起した処分庁による大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定に基づく部分公開決定（決定通知書の文書番号：令和2年6月29日付け大市教委第1394号。以下「本件決定」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主文

本件審査請求に係る処分において非公開とした部分のうち、別表1乃至4に掲げる部分について、非公開決定を取り消す。

その余の部分については、本件審査請求を棄却する。

事案の概要

1 公開請求

審査請求人は、令和2年6月14日に条例第5条に基づき、処分庁に対し、「令和3年度使用教科用図書採択（中学校）に関する・第1回選定委員会での配付資料・選定委員名簿・学校調査会（説明会を含む）での配付資料・専門調査会（説明会を含む）での配付資料」と表示して公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

処分庁は、別紙1記載のとおり、本件請求に係る公文書を「①令和2年6月2日実施『第1回大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会（中学校）』配付資料」（以下「本件文書1」という。）、「②令和3年度使用教科用図書 大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会 名簿」（以下「本件文書2」という。）、「③令和2年6月4日・5日実施『令和3年度使用教科用図書の選定及び選定事務に係る「学校調査会」説明会』配付資料」（以下「本件文書3」という。）、並びに「④令和2年6月4日・5日実施『令和3年度使用教科用図書の選定及び選定事務に係る「専門調査会」説明会』配付資料」（以下「本件文書4」という。なお本件文書1乃至4を合わせて「本件各文書」という。）と特定した上で、条例第10条第1項に基づき、本件文書1、3、4のうち調査審議及び教育委員会に対する意見の具申に関する事項を、本件文書2のうち選定委員の「名前」、「所属」、及び「職名」を、それぞれ公開しない理由を次のとおり付して、本件決定を行った。

記

条例第7条第4号に該当

（説明）

本件文書1、3、4のうち、調査審議及び教育委員会に対する意見の具申に関する事項は、大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会等における、調査審議及び教育委員会

に対する意見の具申に関する情報であり、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不適に損なわれるおそれ、不適に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不適に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため。

条例第7条第5号に該当

(説明)

本件文書2のうち、「名前」、「所属」、及び「職名」は、大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会に係る情報であり、委員名等を公にすることにより、当該委員への働きかけ等が行われ、率直な意見が述べにくくなり、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正な採択を行うことに支障を及ぼすおそれがあるため。

3 審査請求

審査請求人は、令和2年7月24日に本件決定を不服として、処分庁に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条第1号に基づき、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諒問

審査庁である大阪市教育委員会（以下「審査庁」という。）は、令和2年8月19日、条例第17条の規定に基づき大阪市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に本件審査請求について諒問を行った。

5 答申

令和3年12月2日、審査会から審査庁に対し、「本件決定で処分庁が公開しないこととした部分のうち、別表1乃至4に掲げる部分を公開すべきである。本件決定のその他の部分は妥当である。」という旨の答申があった。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

本件決定を取り消し、公開決定を求める。

教科書採択に関わる事務は、社会的関心も強く、採択の公正性、透明性を確保するため、採択前であっても、情報の公開は必要である。従って、本件決定において公開しないこととされた部分は非公開情報に該当しない。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、おおむね次のとおりである。公開しないこととした具体的な理由について別紙1の（お）欄に記載のとおりである。

本件各文書は、処分庁が、令和2年6月2日に行った第1回大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という。）、令和2年6月4日、5日に行った学校調査会説明会及び専門調査会説明会に向けて作成したものである。

大阪市立中学校における、使用教科用図書の採択にあたっては、大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則（以下「選定委員会規則」という。）に基づき、選定委員会を設置することとし、教育委員会からの諒問に基づき、選定委員会が調査研究を経て作成した答申を参考し、教育委員会が採択を行う。

選定委員会は執行機関の附属機関に関する条例に基づき設置され、教育委員会の諒問に応じ、市立小学校及び市立中学校において使用する教科用図書の選定に関する事項の調査

審議及び教育委員会に対する意見の具申に関する事務を担う。選定委員会規則において、委員は30名以内で（1）大阪市立義務教育諸学校の校長、（2）学校教育に専門的知識を有する職員、（3）区担当教育次長、（4）学校に在籍する児童又は生徒の保護者、（5）教育に関し学識経験を有する者、（6）学校協議会の委員、（7）前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者のうちから、教育委員会が市長の意見を聴いて任命し、又は委嘱するとされている。委員の任期は、任命又は委嘱の日から諮問にかかる教科用図書が採択されるまでとされており、委員は特別職の非常勤公務員となる。選定委員会規則第2条第4項では「委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。」と示されており、また同規則第6条第5項では「会議は、公開しない。」、同条第6項では「調査審議及び教育委員会に対する意見の具申に関する事項は、諮問にかかる教科用図書が採択されるまでの間、公開しない。」とされており、委員の氏名等は採択終了まで公表していない。

今回の採択では、大阪市内を4つに分割した「採択地区」ごとに行うことから、選定委員会を4つの「地区部会」に分け、29名の委員を各地区部会に7名ずつ配置し、残る1名をどの地区部会にも属さない「選定委員長」とした。

各地区部会は採択地区ごとに、専門調査会、学校調査会を設置し、調査会の調査研究報告や意見等を踏まえ、教科用図書の調査研究を実施し、答申を作成することになる。

専門調査会は、種目別に設置され、調査員は校長、教員合わせて4名程度で構成される。専門的な立場から義務教育諸学校における教科用図書についての調査研究を行い、専門調査票を作成し、地区部会への報告に携わる。

学校調査会は各中学校に設置され、その中学校の校長、教員で構成される。教科用図書の調査研究を行い、所定の様式により、各地区的専門調査会及び地区部会への報告に携わる。

本件決定においては、別紙1のうち項番1、3、4の（う）欄記載の各情報（以下「本件非公開部分1」という。）、及び本件文書2のうち「名前」、「所属」、「職名」の各情報（以下「本件非公開部分2」といい、本件非公開部分1とあわせて「本件各非公開部分」という。）を非公開とした。

理 由

1 審査会の判断

令和3年12月2日付け大情審答申第501号をもって示された本件審査請求に対する審査会の判断は、次のとおりである。

(1) 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第7条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、処分庁の公開の義務を免除している。もちろん、この第7条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定めの趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

(2) 争点

審査請求人は、本件各非公開部分が非公開情報に該当しないと主張するのに対し、審査庁は、本件各非公開部分が条例第7条第4号に該当するとして争っている。

したがって、本件審査請求における争点は、本件各非公開部分の条例第7条第4号該当性である。

なお、選定委員会規則第6条第6項は「調査審議及び教育委員会に対する意見の具申に関する事項は、諮問にかかる教科用図書が採択されるまでの間、公開しない。」と定めているところ、本件各非公開部分は、令和3年度に使用する教科用図書の採択が完了した後には、公開されるものである。

(3) 条例第7条第4号の基本的な考え方

条例第7条第4号は、行政等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報が公開されると、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、また、未成熟な情報が公開されたり、特定の情報が尚早な時期に公開されたりすると、誤解や憶測に基づき不当に市民等の間に混乱を生じさせ、又は投機を助長するなどして特定の者に不当に利益を与える若しくは不利益を及ぼすおそれがあるとの考えのもとに、「本市の機関及び国等…の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与える若しくは不利益を及ぼすおそれがある」場合において、非公開情報とすることを規定している。

この「審議、検討又は協議に関する情報」とは、行政等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報をいい、これらの審議、検討又は協議を行うために必要な調査研究、企画、調整等を含むものと解される。

また、「不当に」とは、審議、検討又は協議に関する情報の内容、性質に照らし、検討段階にある情報を公開することによる利益と支障を比較衡量した上で、公開することの公益性を考慮しても、なお、行政等の適正な意思決定に対する支障が看過し得ない程度のものであることをいうものと解される。

(4) 本件非公開部分1について

ア 本件文書1における本件非公開部分1の条例第7条第4号該当性

(ア) 審査会において本件文書1を見分したところ、本件文書1における本件非公開部分1のうち、別表1記載の非公開部分には、選定委員会に属する選定委員の職名や、大阪市における教育の振興のための基本的な目標、その目標を達成するための施策の大綱、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項等を示した「大阪市教育振興基本計画（平成29年3月）」（以下「基本計画」という。）に記載されている内容、大阪市における教科用図書の採択にあたっての選定基準や評価の観点のうち一般的な基準や観点等が記載されており、その他選定委員会に属する選定委員の具体的な所属先と氏名、基本計画の内容等を踏まえた教科用図書の採択に向けての個別具体的な選定基準や評価の観点、各「採択地区」の特色と各「採択地区」において特に重点的に評価すべき観点、各調査会による調査の具体的観点、本件決定時においては予定の段階である選定委員会や各調査会の事務日程に係る情報等が記載されていることが認められる。

(イ) A 本件文書1における本件非公開部分1のうち、別表1第1項記載の 非公開部分には、基本計画中に記載されている教科用図書の選定に関する考え方や、令和3年度使用の教科用図書の採択に係る選定委員会への諮問の当否につき、令和2年5月29日に公開で審議を行った令和2年第6回教育委員会（議案第46号）において明らかにされている考え方又はこれを要約した情報が記載されていることが認められる。

これらの情報は、本件決定時において既に公にされているものであるから、かかる情報を公開したとしても市民等の間に誤解や憶測が発生し、混乱

を生じさせるおそれや、「教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、また、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において、公正かつ適正に行われる」べき教科用図書の採択に係る審議において率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは言えない。

したがって、これらの非公開部分は条例第7条第4号に該当しない。

- B 本件文書1における本件非公開部分1のうち、別表1第2項に記載の非公開部分には、大阪市における教科用図書の採択にあたっての選定の基準や評価の観点に関し、候補である書籍と大阪市の基本的な教育施策の方針を示した基本計画等との関連性や、当該書籍の内容、形式を評価の項目とすること、また、各評価の基準にもとづいて優劣を評価し、その結果を勘案して総合的な評価を行うことが記載されており、さらに、学校毎に設置される学校調査会による調査や集計の結果を示す文書に関しては、当該学校の校名や代表者の職名及び氏名を記載する欄、当該学校調査会の行った評価と同調査会としての意見を記載する欄があることが認められる。

これらの情報は、大阪市における教科用図書の採択という事務、また、その採択に際して学校毎に実施する学校調査会の調査という事務の性質上、ごく一般的で、誰もが容易に想定し得る視点・観点を示すに過ぎないものであるから、かかる情報を公開したとしても、市民等の間に誤解や憶測が発生し、混乱を生じさせるおそれや、「教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において、公正かつ適正に行われる」べき教科用図書の採択に係る審議において、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは言えない。

したがって、これらの非公開部分は条例第7条第4号に該当しない。

- C 本件文書1における本件非公開部分1のうち、別表1第3項に記載の非公開部分には、各文書における標題等の形式的な見出しや、各文書において作成要領として文字を記入すべき部分を示す表示、また、一つの記載例としての内容が記載されていることが認められる。

これらの情報は、令和3年度に使用する教科用図書の選定における具体的な選定の基準や観点を示したものではないことから、かかる情報を公開したとしても、市民等の間に誤解や憶測が発生し、混乱を生じさせるおそれや、「教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において、公正かつ適正に行われる」べき教科用図書の採択に係る審議において、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは言えない。

したがって、これらの非公開部分は条例第7条第4号に該当しない。

- D 本件文書1における本件非公開部分1のうち、別表1第4項に記載の非公開部分には、令和3年度の教科用図書選定委員の所属先や職名が記載されていることが認められる。

この点、選定委員に関しては、選定委員会規則第2条により教育委員会が市長の意見を聴いて任命し、又は委嘱するものと定められているところ、別表1第4項に記載されている情報は、選定委員会規則第2条第2項各号の定める職名そのもの、あるいは同号の定める内容から容易に推認し得る職名又は所属先に関する情報であり、かかる情報は、本件決定時において、同規則の規定事項又はこれに準ずる事項として既に公にされていることから、かかる情報を公開したとしても、市民等の間に誤解や憶測が発生し、混乱を生じさせるおそれや、「教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左

右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において、公正かつ適正に行われるべき教科用図書の採択に係る審議において、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは言えない。

したがって、これらの非公開部分は条例第7条第4号に該当しない。

- (ウ) 本件文書1における本件非公開部分1のうち、別表1記載部分を除く非公開部分については、選定委員会に属する選定委員（委員長を含む。）個人の識別につながる所属先、氏名の他、教科用図書の採択に向けての各「採択地区」での個別具体的な選定基準や選定の観点、各「採択地区」において認められる具体的な特色や、各「採択地区」において特に重視すべき選定基準や観点、本件決定時においてはあくまで予定の段階である選定委員会（各調査会を含む。）の事務日程等に関する情報が記載されていることが認められる。

かかる情報について、本件決定時においては令和3年度の教科用図書は採択されておらず、同年度に係る選定委員の氏名や、同年度の採択に係る各会議等の日程や方法についても公にされていなかったことを踏まえると、かかる情報を公開することにより、その後の審議の進行次第では方向性が大きく変わることも想定される未成熟な情報が伝播することとなり、市民の間に誤解や憶測が生じ、混乱を生じさせるおそれがある他、審議途上での外部からの個々の委員等への働きかけが可能となることで、審議における率直な意見交換が阻害されるとともに、意思決定の中立性が不当に損なわれ、教科用図書の採択の公正が歪められるおそれがあると認められる。

したがって、これらの非公開部分は条例第7条第4号に該当する。

イ 本件文書3における本件非公開部分1の条例第7条第4号該当性

- (ア) 審査会において本件文書3を見分したところ、本件文書3における本件非公開部分1のうち、別表2記載の非公開部分には、基本計画に記載されている内容や、大阪市における教科用図書の採択にあたっての選定基準や評価の観点のうち一般的な基準や観点等が記載されており、それ以外の非公開部分には、選定委員会に属する選定委員の所属及び氏名、基本計画の内容等を踏まえた教科用図書の採択に向けての個別具体的な選定基準や評価の観点、各「採択地区」の特色と各「採択地区」において特に重点的に評価すべき項目、各調査会による調査の具体的な方法や結果、本件決定時においては予定段階である選定委員会や各調査会の事務日程に係る情報等が記載されていることが認められる。
- (イ) A 本件文書3における本件非公開部分1のうち、別表2第1項記載の非公開部分には、基本計画中に記載されている教科用図書の選定に関する考え方や、令和3年度使用の教科用図書の採択に係る選定委員会への諮問の当否につき、令和2年5月29日に公開で審議を行った令和2年第6回教育委員会（議案第46号）において明らかにされている考え方又はこれを要約した情報が記載されていることが認められる。

これらの情報は、本件決定時において既に公にされているものであるから、かかる情報を公開したとしても市民等の間に誤解や憶測が発生し、混乱を生じさせるおそれや、「教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、また、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において、公正かつ適正に行われるべき教科用図書の採択に係る審議において率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは言えない。

したがって、これらの非公開部分は条例第7条第4号に該当しない。

B 本件文書3における本件非公開部分1のうち、別表2第2項に記載 の非公開部分には、大阪市における教科用図書の採択にあたっての選定の基準や評価の観点に関し、候補である書籍と大阪市の基本的な教育施策の方針を示した基本計画等との関連性や、当該書籍の内容、形式を評価の項目とすること、また、各評価の基準にもとづいて優劣を評価し、その結果を勘案して総合的な評価を行うことが記載されており、さらに、学校毎に設置される学校調査会による調査や集計の結果を示す文書に関しては、当該学校の校名等の学校を識別する情報や当該学校の担当者の職名及び氏名を記載する欄、当該学校調査会の行った評価と同調査会としての意見を記載する欄があることが認められる。

これらの情報は、大阪市における教科用図書の採択という事務、また、その採択に際して学校毎に実施する学校調査会の調査という事務の性質上、ごく一般的で、誰もが容易に想定し得る視点・観点を示すに過ぎないものであるから、かかる情報を公開したとしても、市民等の間に誤解や憶測が発生し、混乱を生じさせるおそれや、「教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において、公正かつ適正に行われる」べき教科用図書の採択に係る審議において、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不适当に損なわれるおそれがあるとは言えない。

したがって、これらの非公開部分は条例第7条第4号に該当しない。

C 本件文書3における本件非公開部分1のうち、別表2第3項に記載 の非公開部分には、各文書における標題等の形式的な見出しや、各文書において作成要領として文字を記入すべき部分を示す表示、また、一つの記載例としての内容が記載されていることが認められる。

これらの情報は、令和3年度に使用する教科用図書の選定において 具体的な選定の基準や観点を示したものではないことから、かかる情報を公開したとしても、市民等の間に誤解や憶測が発生し、混乱を生じさせるおそれや、「教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において、公正かつ適正に行われる」べき教科用図書の採択に係る審議において、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不适当に損なわれるおそれがあるとは言えない。

したがって、これらの非公開部分は条例第7条第4号に該当しない。

(イ) 本件文書3における本件非公開部分1のうち、別表2記載部分を除く非公開部分については、選定委員会に属する選定委員長の氏名の他、教科用図書の採択に向けての各「採択地区」での個別具体的な選定基準や選定の観点、各「採択地区」において認められる具体的な特色や、各「採択地区」において特に重視すべき選定基準や観点、本件決定時においてはあくまで予定の段階である選定委員会（各調査会を含む。）の事務日程等が記載されていることが認められる。

これらの情報について、本件決定時においては令和3年度の教科用図書は採択されおらず、同年度に係る選定委員の氏名や、同年度の採択に係る各会議等の日程や方法についても公にされていなかったことを踏まえると、かかる情報を公開することにより、その後の審議の流れ次第では方向性が大きく変わることも想定される未成熟な情報が伝播することで、市民の間に誤解や憶測が生じ、混乱を生じさせるおそれがある他、審議途上での外部からの個々の委員等への働きかけが可能となることで、審議における率直な意見交換が阻害されるとともに、意思決定の中立性が不适当に損なわれ、採択の公正が歪められるおそれがあると認められる。

したがって、これらの非公開部分は条例第7条第4号に該当する。

ウ 本件文書4における本件非公開部分1の条例第7条第4号該当性

(ア) 審査会において本件文書4を見分したところ、本件文書4における本件非公開部分1のうち、別表3記載の非公開部分には、専門調査会に係る諸事務を運営する大阪市教育委員会事務局所属の職員の氏名等や、専門調査会による調査項目、これに係る調査票の作成要領、専門調査会の開催予定確認表に係る開催予定日や開催予定期数の記入欄、専門調査会を組織する調査員の職名等が記載されており、それ以外の非公開部分には、同調査員の所属先や氏名、本件決定時においては予定段階である専門調査会に係る事務日程に係る情報等が記載されていることが認められる。

(イ) A 本件文書4における本件非公開部分1のうち、別表3第1項に記載の非公開部分には、大阪市における教科用図書の採択にあたっての選定の基準や評価の観点に関し、候補である書籍と大阪市の基本的な教育施策の方針を示した基本計画等との関連性や、当該書籍の内容、形式を評価の項目とすること、また、各評価の基準にもとづいて優劣を評価し、その結果を勘案して総合的な評価を行うことが記載されていることが認められる。

これらの情報は、大阪市における教科用図書の採択という事務の性質 上、ごく一般的で、誰もが容易に想定し得る視点・観点を示すに過ぎないものであるから、かかる情報を公開したとしても、市民等の間に誤解や憶測が発生し、混乱を生じさせるおそれや、「教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において、公正かつ適正に行われる」べき教科用図書の採択に係る審議において、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは言えない。

したがって、これらの非公開部分は条例第7条第4号に該当しない。

B 本件文書4における本件非公開部分1のうち、別表3第2項に記載の非公開部分には、各文書において作成要領として文字を記入すべき部分を示す表示、また、一つの記載例としての内容が記載されていることが認められる。

これらの情報は、令和3年度に使用する教科用図書の選定において具体的な選定の基準や観点を示したものではないことから、かかる情報を公開したとしても、市民等の間に誤解や憶測が発生し、混乱を生じさせるおそれや、「教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において、公正かつ適正に行われる」べき教科用図書の採択に係る審議において、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは言えない。

したがって、これらの非公開部分は条例第7条第4号に該当しない。

C 本件文書4における本件非公開部分1のうち、別表3第3項に記載の非公開部分には、令和3年度の教科用図書の採択に係る専門調査会の運営に係る事務に関して、その事務を担う教育委員会事務局としての窓口となる同局所属の職員の氏名及び職名が記載されていることが認められる。

かかる情報について、上記職員は、専門調査会を構成する調査員ではなく、同調査会の運営を担う者に過ぎないことから、令和3年度の教科用図書の採択に係る意思決定に関与する者とは言えず、かかる情報を公開したとしても、市民等の間に誤解や憶測が発生し、混乱を生じさせるおそれや、「教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において、公正かつ適正に行われる」べき教科用図書の採択に係る審議において、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは言えない。

したがって、これらの非公開部分は条例第7条第4号に該当しない。

D 本件文書4における本件非公開部分1のうち、別表3第4項に記載の非公開部分には、専門調査会の開催予定期程や開始予定期刻、開催予定場所等の開催

予定に係る事項を記載する欄や、目安としての開催回数に係る事項の記載があることが認められる。

かかる情報は、令和3年度の教科用図書の選定に係る専門調査会の具体的な開催日程等の予定を示すものではないことから、これらの非公開部分を公開したとしても、市民等の間に誤解や憶測が発生し、混乱を生じさせるおそれや、

「教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において、公正かつ適正に行われる」べき教科用図書の採択に係る審議において、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは言えない。

したがって、これらの非公開部分は条例第7条第4号に該当しない。

E 本件文書4における本件非公開部分1のうち、別表3第5項に記載の非公開部分には、選定委員会規則第8条第2項が定める、専門調査会を構成する調査員の職制に係る情報が記載されていることが認められる。

この点、選定委員会規則第8条第2項は、専門調査会が学校の校長及び教員で組織されることを定めていることから、中学校の教科用図書の選定に係る専門調査会を構成する各調査員が中学校の校長及び教員であることは既に公にされていると言え、かかる情報を公開したとしても、市民等の間に誤解や憶測が発生し、混乱を生じさせるおそれや、「教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において、公正かつ適正に行われる」べき教科用図書の採択に係る審議において、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは言えない。

したがって、これらの非公開部分は、条例第7条第4号に該当しない。

(ウ) 本件文書4に係る非公開部分のうち、別表3記載部分を除く非公開部分については、専門調査会を組織する調査員が所属する中学校の名称、同調査員の氏名の他、専門調査会の日程（開催予定日・開催予定回数等）に係る情報が記載されていることが認められる。

かかる情報について、本件決定時においては令和3年度の教科用図書は採択されおらず、同年度の教科用図書の選定に係る専門調査員の氏名や、同調査会の具体的日程等についても公にされていなかったことを踏まえると、かかる情報を公開することにより、その後の審議の流れ次第では方向性が大きく変わることも想定される未成熟な情報が伝播することで、市民の間に誤解や憶測が生じ、混乱を生じさせるおそれがある他、審議途上での外部からの個々の委員等への働きかけが可能となることで、審議における率直な意見交換が阻害されるとともに、意思決定の中立性が不当に損なわれ、採択の公正が歪められるおそれがあると認められる。

したがって、これらの非公開部分は、条例第7条第4号に該当する。

(5) 本件非公開部分2について

ア 審査会において本件文書2を見分したところ、本件文書2における本件非公開部分2のうち、別表4記載部分については、令和3年度に使用する教科用図書の採択に係る教科用図書選定委員会に所属する各委員（委員長を除く。）の「職名」と、選定委員会規則の定める、又はその定めから容易に推認できる「所属」等に係る情報が記載されていることが認められ、その他の非公開部分には、委員長に係る「所属」及び「職名」に係る情報、委員長を含む選定委員の具体的な「所属」や「名前」に係る情報が記載されていることが認められる。

イ 本件非公開部分2のうち、別表4に記載の非公開部分については、教科用図書選定委員会に所属する各委員（委員長を除く。）の「職名」及び「所属」に係る情報が記載されていることが認められる。

これらの情報は、選定委員会規則に規定されている情報の他、同規則の規定の内容から容易に推定し得る情報、また、上述の別表4に記載の非公開部分に係る「職名」に係る情報と結びつくものとして公にされている情報であると認められる。

よって、これらの情報が公にされたとしても、市民等の間に誤解や憶測が発生し、混乱を生じさせるおそれや、「教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において、公正かつ適正に行われるべき教科用図書の採択に係る審議において、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは言えない。

したがって、これらの非公開部分は条例第7条第4号に該当しない。

ウ 本件非公開部分2のうち、別表4記載部分を除く非公開部分については、選定委員会規則によつても既に公にされているとは言えず、かつ、令和3年度に使用する教科用図書の採択に係る個々の選定委員の識別につながる情報としての、選定委員の「名前」、「所属」及び「職名」に係る情報が記載されていることが認められる。

かかる情報は、これらを公にすることにより、審議途上での外部からの個々の委員等への働きかけが可能となることで、審議における率直な意見交換が阻害されるとともに、意思決定の中立性が不当に損なわれ、採択の公正が歪められるおそれがあると認められる。

したがって、これらの非公開部分は条例第7条第4号に該当する。

(6) 審査会の結論

以上により、審査会としては、本件決定で処分庁が公開しないこととした部分のうち、別表1乃至4に掲げる部分を公開すべきであり、本件決定のその他の部分は妥当であると判断した。

2 審査庁の判断

審査庁として慎重に検討した結果、答申と同様の結論に達した。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

(備考) 申請に対する一定の処分に関する措置

なお、本裁決に併せ、行政不服審査法第46条第2項第2号の規定により、本件請求につき、別表1乃至4に掲げる部分については公開する旨の処分をすることとする。

令和3年12月 日

審査庁
大阪市教育委員会 教育長 山本 晋次

公印

(教示)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市教育委員会となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めるることはできません。
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別表1

1 本件文書1に係る非公開部分のうち次の非公開部分
(1) 「(案) 令和3年度使用教科用図書 調査の観点(中学校用)」のうち、「1. 調査の基本的態度」に係る非公開部分、及び各種目の「選定基準」(別紙2)のイの部分
(2) 「令和3年度使用教科用図書選定にかかる学校調査会調査結果(第○地区)【数学】」(別紙5-2)のうち、カの部分
(3) 「令和3年度使用教科用図書選定にかかる学校調査会集計結果(第○地区)【数学】」(別紙6)の表のうち、オの部分
(4) 「第3地区の調査の観点の重点化について(案)【第3地区の重点】資料3」(別紙4)の表のうち、イ及びエの部分
2 本件文書1に係る非公開部分のうち次の非公開部分
(1) 「(案) 令和3年度使用教科用図書 調査の観点(中学校用)」のうち、各種目の「選定基準」(別紙2)のアの部分
(2) 「令和3年度使用教科用図書選定にかかる専門調査会調査結果(第○地区)」(別紙3)のアの部分
(3) 「令和3年度使用教科用図書選定にかかる学校調査会調査結果(第○地区)【数学】」(別紙5-2)のうち、ア、エ及びオの部分
(4) 「令和3年度使用教科用図書選定にかかる学校調査会集計結果(第○地区)【数学】」(別紙6)のうち、ウ及びエの部分
(5) 「第3地区の調査の観点の重点化について(案)【第3地区の重点】資料3」の表(別紙4)のうち、ア及びキの部分
3 本件文書1に係る非公開部分のうち次の非公開部分
(1) 「令和3年度使用教科用図書選定にかかる専門調査会調査結果(第○地区)」(別紙3)のイの部分
(2) 「令和3年度使用教科用図書選定にかかる学校調査会調査結果(第○地区)【数学】」(別紙5-2)のうち、イ及びクの部分
(3) 「令和3年度使用教科用図書選定にかかる学校調査会集計結果(第○地区)【数学】」(別紙6)のうち、ア及びキの部分
(4) 資料1「教科書採択に向けた第3教育ブロックとしての方針の方向性(案)」の非公開部分のうち、「■」として記載された小見出し部分
(5) 資料2「第3地区の『調査の観点』の重点化について(案)」のうち、本文第1行目及び本文最終行目
(6) 「第3地区の調査の観点の重点化について(案)【第3地区の重点】資料3」の表(別紙4)のうち、カの部分
4 本件文書1に係る非公開部分のうち次の非公開部分 全体会座席表のうち、「委員長」を除く各教科用図書選定委員個人の識別には至らない所属及び職名(選定委員会規則第2条第2項各号に定めるもの及びその内容に類するものを含む。)

別表2

1 本件文書3に係る非公開部分のうち次の非公開部分
(1) 「令和3年度使用教科用図書 調査の観点(中学校用)」(【第1採択地区版】、【第2採択地区版】、【第3採択地区版】、【第4採択地区版】)のうち、「1. 調査の基本的態度」に係る非公開部分
(2) 「令和3年度使用教科用図書選定にかかる学校調査会 調査票(第○地区)【数学】作成要領」(別紙5-1)のうち、カの部分

	(3) 「第3地区の調査の観点の重点化について【第3地区的重点】」 資料3 の各表(別紙4)のうち、イ及びエの部分
	(4) 「 資料4 」の非公開部分
2	本件文書3に係る非公開部分のうち次の非公開部分
	(1) 「令和3年度使用教科用図書 調査の観点(中学校用)」(【第1採択地区版】、【第2採択地区版】、【第3採択地区版】、【第4採択地区版】)のうち、各種目の「選定基準」(別紙2)のアの部分
	(2) 「令和3年度使用教科用図書選定にかかる学校調査会 調査票(第〇地区) 数学 作成要領」(別紙5-1)のうち、ア、エ及びオ部分(記載例であるが故に特記したコメント等の記載部分を除く)。
	(3) 「第3地区の調査の観点の重点化について【第3地区的重点】 資料3 」の各表(別紙4)のうち、ア及びキの部分
	(4) 令和2年6月5日付「第4採択地区『調査の観点』重点化について」の非公開部分のうち、上から1つ目の表中、左より1列目、2列目の部分
3	本件文書3に係る非公開部分のうち次の非公開部分
	(1) 令和3年度使用教科用図書選定にかかる学校調査会 調査票(第〇地区) 数学 作成要領」(別紙5-1)のうち、イ、ウ及びクの部分並びに記載例であるが故に特記したコメント等の記載部分
	(2) 「第2地区『調査の観点』の重点化について」の非公開部分のうち、「〇」として記載された小見出し部分
	(3) 「 資料1 教科書採択に向けた第3教育ブロックとしての方針の方向性」の非公開部分のうち、「■」として記載された小見出し部分
	(4) 「 資料2 第3地区的『調査の観点』の重点化について」の非公開部分のうち、本文第1行目及び本文最終行目
	(5) 「第3地区の調査の観点の重点化について【第3地区的重点】 資料3 」の各表(別紙4)のうち、カの部分
	(6) 令和2年6月5日付「第4採択地区『調査の観点』重点化について」の非公開部分のうち、上から1番目の「【】」として記載された小見出し部分、上から2番目の「【】」として記載された小見出し部分とこれに続く「()」書き部分、及び「□」として記載された小見出し部分

別表3

	1 本件文書4に係る非公開部分のうち次の非公開部分
	(1) 「令和3年度使用教科用図書選定にかかる専門調査会調査結果(第〇地区)」(別紙3)の非公開部分のうち、アの部分
	(2) 「 作成要領 令和3年度使用教科用図書選定にかかる専門調査会調査結果(第〇地区)」(別紙3)の非公開部分のうち、アの部分(作成要領であるが故に特記したコメント等の記載部分を除く。)
2	本件文書4に係る非公開部分のうち次の非公開部分
	(1) 「令和3年度使用教科用図書選定にかかる専門調査会調査結果(第〇地区)」(別紙3)の非公開部分のうち、イの部分
	(2) 「 作成要領 令和3年度使用教科用図書選定にかかる専門調査会調査結果(第〇地区)」(別紙3)の非公開部分のうち、イの部分及び作成要領であるが故に特記したコメント等の記載部分
3	本件文書4に係る非公開部分のうち次の非公開部分 「令和3年度使用教科用図書採択(中学校)専門調査会担当者等一覧表」の非公開部分
4	本件文書4に係る非公開部分のうち次の非公開部分

「専門調査会開催予定（地区 種目別）」（別紙7）の非公開部分のうち、ア、イ、エ及びオの部分

5 本件文書4に係る非公開部分のうち次の非公開部分

「令和3年度使用教科用図書採択（中学校） 専門調査員会 出席簿」の非公開部分のうち、「校名」欄中の「中学校」の記載及び「職名」欄

別表4

本件文書2に係る非公開部分のうち次の非公開部分

1 項番2～6、9～13、16～20及び23～27に係る「所属」（「所属」が学校の場合はその具体的な名称を除く。）及び「職名」

2 項番7、8、14、15、21、22、28及び29に係る「職名」

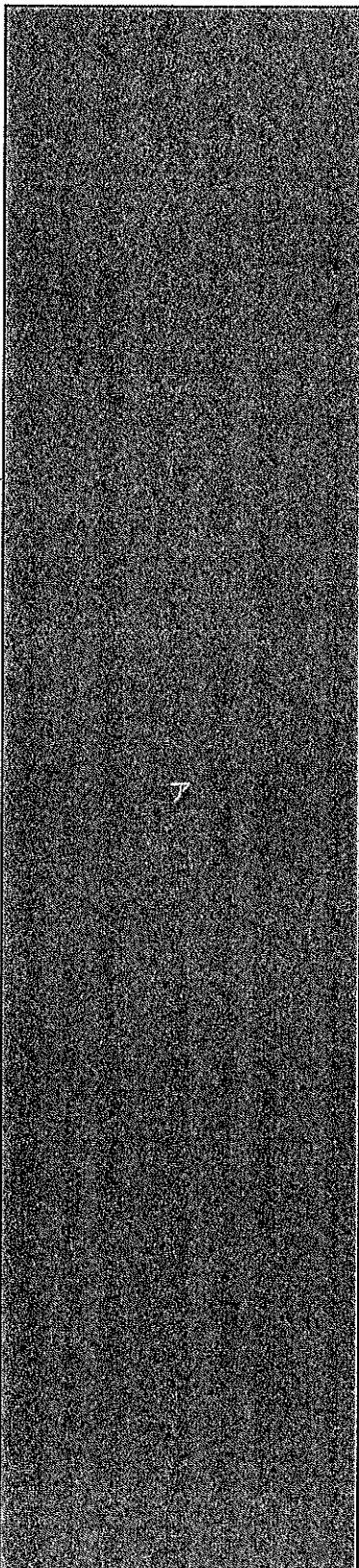
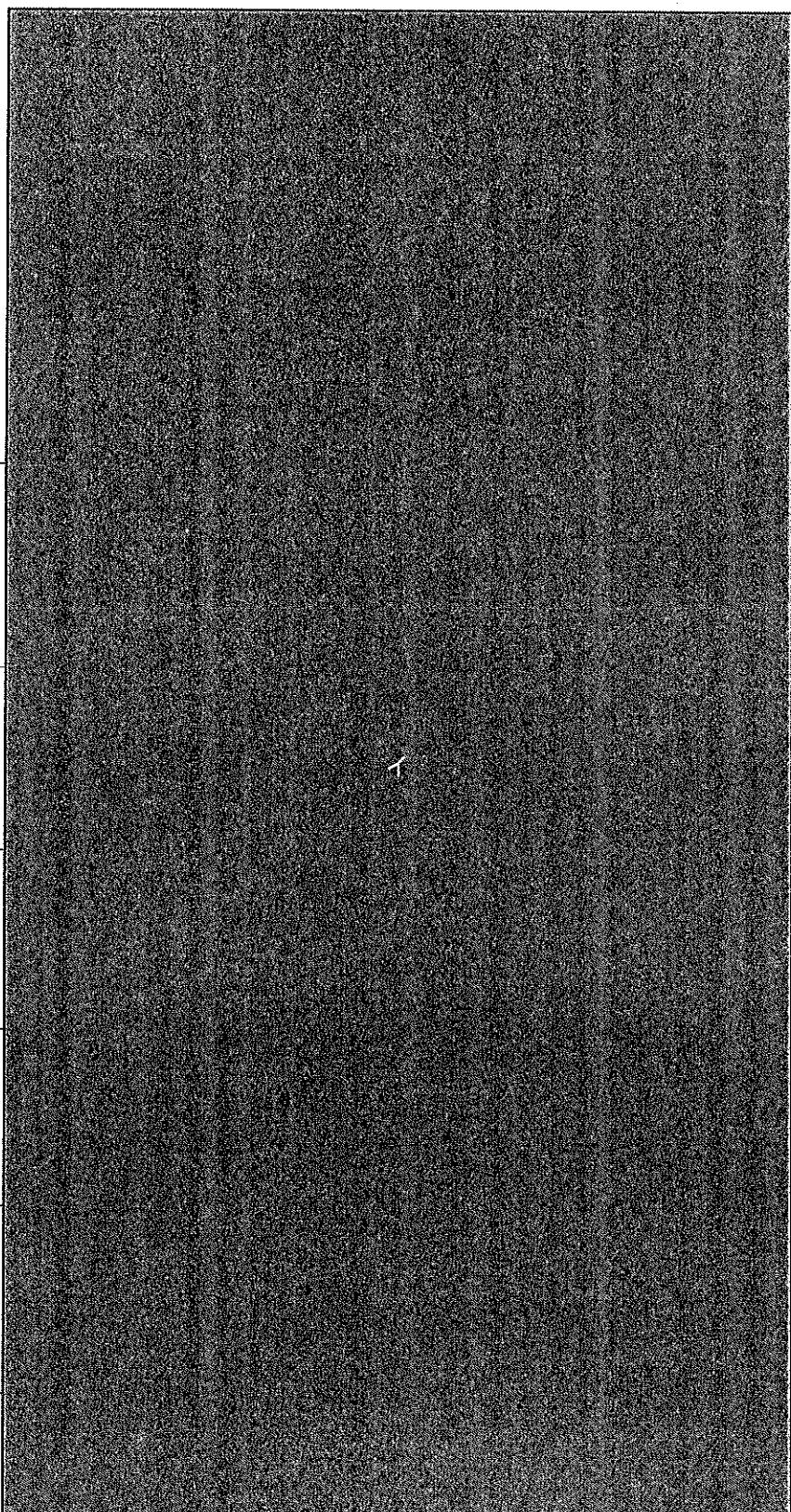
[別紙1] 対象文書

○ ○ 選 定 基 準

項目	観 点
ア	イ
ア	ウ
ア	エ

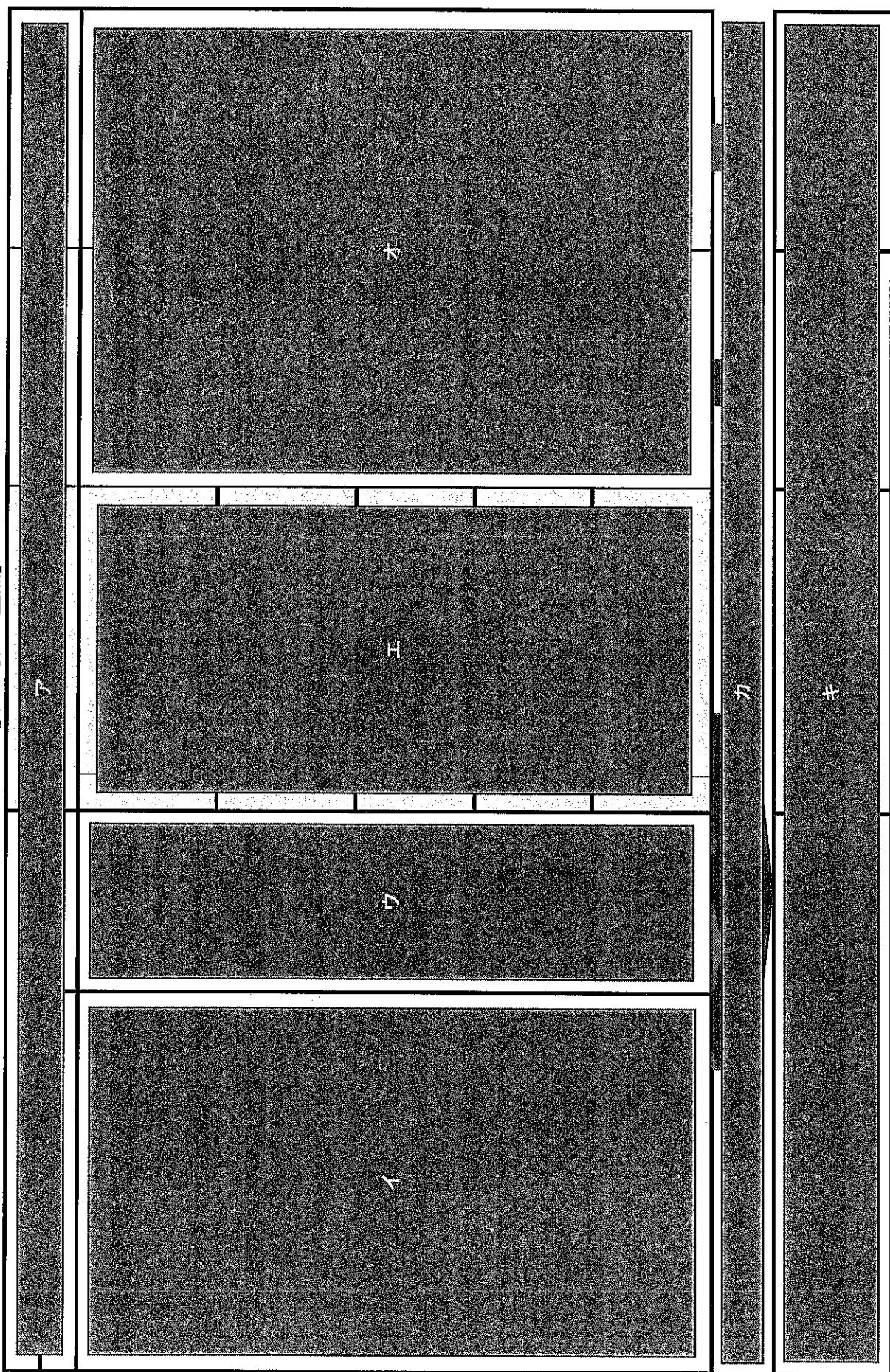
【別紙3】

令和3年度使用教科用図書選定にかかる専門調査会調査結果（第〇地区）

種目名	○○○○(発行者名)
	

【別紙4】

第3地区の調査の観点の重点化について(○○)
【第3地区の重点】



作成要領

【別紙5-2】

〔別紙5-2〕
令和3年度使用教科用図書選定にかかる学校調査会調査結果(第〇地区)

The image consists of several distinct sections. The top two-thirds of the frame are filled with a large, dark, textured rectangle with a fine, grainy pattern. This is surrounded by a thick, vertical light-colored border on the left and a thin, horizontal light-colored border at the bottom. Below this main section, there is a horizontal row of small, square tiles arranged in a grid. Underneath this tile row is a larger, dark rectangular area with a similar grainy texture to the top section. The entire composition is set against a background of a dark, heavily textured surface.

【別紙6】 令和3年度使用教科用図書選定にかかる学校調査会集計結果(第〇地区) 【〇〇】

【別紙7】

専門調査会開催予定(地区 種目別)

採択地区名	第 地区
担当種目名	
代表調査員名	

	回	日程	開始時刻	場 所 例:○○中学校

【お願い】

本確認表が作成でき次第、窓口となる担当(総括)指導主事宛に、代表調査員(校長・教頭)から、SKIPメール(個人)にてご提出ください。6月11日(木)までに提出をお願いします。